

青森県報

第三千八十五号

平成二十一年
五月十八日
(月曜日)

目次

告 示

公印の廃止	（総務学事課）	一
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	（税 務 課）	一
中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	（政 策 課）	二
右 同	（健康福祉課）	二
救急病院の設置	（医療薬務課）	二
救急病院の廃止	（ 同 ）	二
家畜伝染病の発生	（畜 産 課）	三
公共測量の終了	（監 理 課）	三
道路の区域の変更	（道 路 課）	三
道路の供用の開始	（ 同 ）	三
漁船保険付保義務の発生	（下 北 地 域 局）	四
公 告	（ 同 ）	四
建設業者の許可の取消し	（東 青 地 域 局）	四
右 同	（ 同 ）	四
監査委員	（ 同 ）	四
監査結果に対する措置の公表	（事 務 局）	五

告

示

青森県告示第三百四十二号

平成二十一年三月三十一日次の公印を廃止したので、青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）第十一条の規定により告示する。

平成二十一年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

公 印 の 名 称	印 影
青森県農林総合研究センター病害虫防除室長印	
青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場病害虫防除室長印	

青森県告示第三百四十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五後段の規定により告示する。

平成二十一年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日

安田 義雄

西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町二二三

平成
三・四・一

青森県告示第三百四十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	居宅介護事業者の種別	名称	所在地	指定年月日
	医療法人社団清泉会	訪問看護	訪問看護ステーション	五所川原市字芭蕉一八の四	平成三・四・一
	主たる事務所の所在地			五所川原市字芭蕉一八の四	

青森県告示第三百四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	介護予防事業の種別	名称	所在地	指定年月日
	医療法人社団清泉会	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション	五所川原市字芭蕉一八の四	平成三・四・一
	主たる事務所の所在地			五所川原市字芭蕉一八の四	

青森県告示第三百四十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十一年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	認定の有効期限
あもり協立病院	青森市東大野二丁目一の一〇	平成二十四年五月十八日

青森県告示第三百四十七号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地
国民健康保険川内病院	むつ市川内町休所四二の六一

青森県告示第三百四十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

ヨ一ネ病	牛	牛	家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑別の別	頭数	発生場所又は区域	発月日
	患畜	患畜				一	十和田市	平成 三・四・二六
	一	一					上北郡東北町	三・四・三〇

青森県告示第三百四十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月十八日

2	1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道	県道			浪岡北中野黒石線	七ツ館板柳線	北津軽郡鶴田町大字冲字岡田二六〇の一から 北津軽郡鶴田町大字冲字岡田二三八の一まで	後 前	四・七〇メートルから 一〇・六〇メートルまで	一六七・五〇メートル	
					黒石市大字赤坂字野崎四一から 黒石市大字赤坂字野崎六九の一まで	後 前	七・〇〇メートルから 九・〇〇メートルまで	六〇・〇〇メートル		

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
青森市
- 二 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 三 測量の期間
平成二十年八月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 測量の地域
青森市

青森県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年六月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年六月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 七ツ館板柳線	北津軽郡鶴田町大字沖字岡田二二六〇の一から 北津軽郡鶴田町大字沖字岡田二二三八の一まで	平成三・五・一六
国道 三三三八号	むつ市桜木町一八から むつ市桜木町二〇の一六まで	三・五・二五
県道 浪岡北中野黒石線	黒石市大字赤坂字野崎四一から 黒石市大字赤坂字野崎六九の一まで	三・五・一八

青森県告示第三百五十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡東通村大字白糠字浜通一三四番地 東 田 義 廣	白糠
下北郡東通村大字白糠字向流下一番地	

下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三番地二	遠 山 一 雄
下北郡東通村大字小田野沢字浜通七七番地	伊 勢 田 啓 吉
下北郡東通村大字小田野沢字畑浦二一番地	二 本 柳 勝
下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五番地三四二	川 村 敏 博
川 口 克 忠	小 田 野 沢

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社柴田鉄筋
- 二 代表者の氏名 柴田 節子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字羽白字沢田六五の三三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一六一 四号
- 五 取消年月日 平成二十一年四月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実 平成二十一年一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 柳サービス
- 二 氏名 大柳 栄美子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字久栗坂字山辺一五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一〇〇三三九号
- 五 取消年月日 平成二十一年四月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成20年11月17日付け青監査第96号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年5月18日

青森県監査委員 泉 山 哲 草
 同 元 木 篤 子
 同 阿 部 広 悦
 同 森 内 之 保 留

監査箇所名	監査結果	措置の内容
財産管理課	行政財産使用期間の更新許可事務において、標準処理期間を超過して処理している。	一定期間の申請ごとに更新処理を行い、標準処理期間内に許可を行うこととした。
	行政財産の使用許可において、過失して許可しているものがある。	内部チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めることとした。
	未利用財産の解消に努めること。	今後とも、宅地建物取引業者への売却業務委託の推進などにより売却を進め、未利用財産の解消に努めていくこととしている。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭